

瓦と類似する。このうち、興福寺例は一本作り技法をとっており、この点からも軒丸瓦Ⅲとの親縁性が強い。この平安宮例は11世紀後半、⁽¹¹⁾興福寺例は11世紀前半の実年代が与えられている。また、軒平瓦Ⅱは平安宮跡出土の唐草文が左右両端から派生する型式と共通性があり、これは11世紀後半と考えられている。以上によれば、軒丸瓦Ⅲと軒平瓦Ⅱ—A・B・Cとの組み合わせは11世紀を中心とする平安時代後葉の年代が与えられそうである。ところが、木村捷三郎氏は一本作り技法が平安時代中期以前に限定される傾向を指摘されており、⁽¹⁴⁾その技法をとる軒丸瓦Ⅲを平安時代後葉に比定することには問題が残る。従って、この組み合わせの瓦は平安時代中葉ないし後半としておくのが穩当であろう。

軒平瓦Ⅲの瓦当文様はやはり左右両端から派生する唐草文であるが、Ⅱ—Cにあった中心部の曲線文が消失するなど退化が著しい。平安時代後葉ないし末に比定できよう。なお、これに対応する軒丸瓦は出土していない。

1. 美作における国分寺系同范瓦の分布

美作国分寺跡出土軒瓦と同范の瓦が、美作の若干の遺跡から出土するということは、かつてふれたところである。⁽¹⁵⁾その後、これらの遺跡のうちで新たな同范資料を確認し、かつ今回の国分尼寺跡発掘調査により新たな資料も出土したので、現時点で改めてこれらの同范関係について整理し、若干の問題点を指摘することにしたい。

さて、軒瓦において同范関係を有するのは、美作国分寺跡・美作国分尼寺跡・美作国府跡・平遺跡・久米廃寺であるが、⁽¹⁶⁾発掘調査により各期の瓦の構成が最もよく判明している美作国分二寺跡出土瓦を今仮に国分寺系瓦と呼び、その各型式を基準として同范関係を検討することにする。Tab. 4 はこれらの関係を示したものである。すなわち、国分寺跡・国分尼寺跡・国府跡・久米廃寺において同范関係を有するものに、軒丸瓦Ⅱ—B・軒平瓦Ⅰ—E、国分寺跡・国分尼寺跡・国府跡において同范のものに、軒丸瓦Ⅰ—A・Ⅱ—A・軒平瓦Ⅰ—A、国分寺跡・国分尼寺跡・平遺跡において同范のものに、軒丸瓦Ⅰ—B・軒平瓦Ⅰ—B、⁽¹⁷⁾国分寺跡・国分尼寺跡間に同范のものに、軒丸瓦Ⅲ・軒平瓦Ⅰ—C・Ⅱ—Cがある⁽¹⁸⁾(PL.13・14)。

軒丸瓦Ⅰ—Aは国分二寺のものが製作技法、胎土、焼成などあらゆる点で共通しており、おそらく同一の瓦工集団によって製作されたと考えられる。これに対し、国府跡のものは瓦当部がより厚く、胎土は粗い砂粒を少し含むものもあるが、概ね緻

型式・種 遺跡	軒 丸 瓦					軒 平 瓦				
	I-A	I-B	Ⅱ-A	Ⅱ-B	Ⅲ	I-A	I-B	I-C	I-E	Ⅱ-C
美作国分寺跡	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
美作国分尼寺跡	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
美作国府跡	○		○	○		○			○	
平 遺 跡		○					○			
久 米 廃 寺				○					○	

Tab. 4 美作国分寺系同范瓦の分布

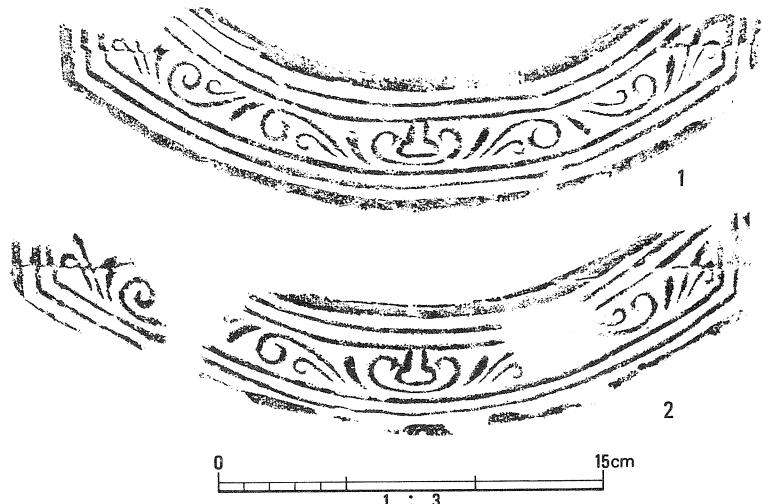
密であり、色調も白灰色、焼成堅緻で国分二寺のものとは著しく異なっている。軒丸瓦Ⅰ-Bは、国分二寺のものが蓮弁先端部とその外側の圈線との間に小さな範傷痕があるが、平遺跡のものは磨滅が著しく確認できていない。Ⅰ-Aと同様、国分二寺のものがあらゆる点で共通する。平遺跡のものはそれと対比できる資料を今回は観察しえなかった。軒丸瓦Ⅱ-Aは、各遺跡とも近似しており、製作技法、胎土、焼成などに明確な差異はない。軒丸瓦Ⅱ-Bは、PL.13によると一見国府跡が他と異なるようにみえるが、それは国分二寺と久米廃寺のものが、弁間上端の凹みを磨滅させているためで、同範と考えてよい。Ⅱ-Aと同じく各遺跡における著しい差異はない。軒丸瓦Ⅲも国分二寺間で差異はない。

軒平瓦Ⅰ-Aは、すべての個体で花頭と中心葉左先端部との間に小さな範傷痕があり、同範認定の一指標となる。国分寺跡のものは、胎土に粗い砂粒を多く含み、色調黒褐色で軟質である。国分尼寺跡のものも国分寺跡とよく似るが、一部に青灰色・硬質なものがある。これに対し、国府跡のものは白灰色ないし淡灰色、焼成堅緻で、国分二寺とくに国分寺跡に対して顕著な差異を有する。軒平瓦Ⅰ-Bは、すべての個体に唐草文の左第2単位第2支葉の上の二重弧線の間及び右端の外区と脇区の上端に範傷痕があり、同範認定の決め手となる。国分二寺のものは製作技法などがほぼ近似するが、平遺跡は平瓦部凸面が粗い平行叩き目で、国分二寺がほとんど縄叩き目であるのと異なる（但し、国分尼寺にごく少数平行叩き目が含まれる）。軒平瓦Ⅰ-Eは、久米廃寺のものが瓦当文様の遺存状況が悪いため、全体を比較できないが、まず同範と考えてよいだろう。各遺跡において製作技法等を異にする。まず、国分寺跡は段顎で接合の際平瓦部凸面の叩き目を消さず、顎部凸面にも平瓦部と同様の叩き目を残す。そして色調は灰色で堅緻なものが大部分である。これに対し、国分尼寺跡は段顎に近い曲線顎で接合の際顎部よりの部分の叩き目をすり消し、顎部凸面に叩き目をもたず、黒褐色で軟質である。国府跡は黒褐色軟質な点で国分尼寺跡に近いが、製作技法では国分寺跡に近いものと尼寺跡に近いものの2種がある。久米廃寺は遺存状況が悪いので製作技法等は不明である。軒平瓦Ⅰ-C・Ⅱ-Cは国分二寺間で製作技法等に差異はない。

以上、美作国分寺系同範瓦について、各遺跡ごとの状況を比較検討してきた。もっとも、国府跡・平遺跡・久米廃寺の資料はごくわずかで、国分二寺との比較は充分ではない。従って、先の観察はあくまでも現段階での過渡的なものであることに注意しなければならない。それにもかかわらず、以上の不充分な比較によっても各遺跡ごとのある程度の傾向を推察しうると思う。以下では、これらの同範関係から派生する若干の問題について言及しておきたい。

美作国分寺系同範瓦の分布において、第1に注目すべきは国分二寺間の緊密な関係である。まず、その創建期の状況からみていくことにする。軒平瓦Ⅰ-Aは製作技法・胎土・焼成などで共通するが、両寺とも左右両端に範割れ痕をもつ個体がある（Fig.12）。ところが、両寺とも

範割れ痕のある個体は I-A全体のごく一部にすぎない。このことは、まず一方の瓦を製作して後、他方の瓦の製作に移るというような関係ではなく、両寺の瓦が時間的に平行して製作されたことを示している。しかも、他の創建期軒瓦がすべて



同範関係にあることを Fig. 12 軒平瓦 I-A の範割れ痕(1 美作国分尼寺跡 2 美作国分寺跡)も参照すれば、国分二

寺の創建期の瓦の製作はほぼ平行して行なわれたと考えてよい。このことは、単に瓦だけの問題にとどまらず、国分二寺の伽藍の創建そのものの関係を暗示するものであろう。また、国分二寺は創建期の軒丸瓦 I-A・I-B、軒平瓦 I-A・I-B から平安時代の軒丸瓦 III・軒平瓦 II-C に至るまで同範関係を保持している。しかも、それらが軒平瓦 I-E にみられるような若干の製作技法等の相違があるものの、基本的には同じ製作技法・胎土・焼成をとることが特徴である。このことは、国分二寺が奈良時代から平安時代に至るそのほぼ全期間を通じて、一貫して同一の瓦生産組織を共有していたことを示すものと推定される。

岡本東三氏は二つ以上の遺跡において同範関係が生ずる場合、理論的に次の 4 つの可能性を指摘されている。⁽¹⁹⁾ ①造瓦所が別な場所にあり、そこからそれぞれの寺院等に運ばれた。②一方の寺院等の瓦屋で製作され、他方の寺院等に運ばれた。③一方の寺院等が廃絶後、他方で再利用された。④範型の移動によって、それぞれの瓦屋で製作された。①～③は瓦の移動、④は範の移動による現象である。美作の場合、国分二寺の関係が主に①ないし②と考えられるのに対し、それ以外は各遺跡において製作技法等が必ずしも同一ではないので、④の範の移動による場合が基本的であったと思われる。しかば、このような現象は如何なる歴史的条件によってもたらされたのであろうか。その手がかりとなるのは、これらの遺跡の性格である。すなわち国府と国分二寺についてはその性格は明瞭であるが、平遺跡と久米廃寺は、⁽²⁰⁾ II でふれたように前者が勝田郡衙に関連する施設、後者は久米郡衙に付属する郡寺と推定される。従って、これら 5 遺跡はすべて官衙か官寺ないしそれに準ずる寺院であり、何らかの形で公的な施設ということができる。そして、これらの間でのみ同範関係が認められることは、それらを統轄する造瓦組織の存在が予想されるのである。このことは単に造瓦組織のみにとどまらず、公的施設の

一元的な維持・管理体制が存在したことを物語るものではあるまいか。この意味で現在、苦田郡・勝田郡・久米郡に限定されている美作国分寺系軒瓦の同範関係が、さらに美作の他の郡にも波及する可能性のあることを指摘するとともに、今後における美作の官衙・寺院遺跡の調査と保存の重要性が改めて痛感されるのである。

3. 結語

以上、美作国分尼寺跡の遺構・遺物について述べてきた。その際、本遺跡を無前提に国分尼寺跡としてきた。ここで改めて本遺跡を国分尼寺跡と考える理由を説明しておきたい。まず第1に、従来から指摘されているように本遺跡の小字の人神が国分尼寺の転訛したものと考えられることである。第2に、本遺跡が国分寺跡の西約450mにあって、立地として国分尼寺にふさわしいことがあげられる。第3に、ほぼ真北方位をとる礎石建ちや掘立柱の建物があり、かつ多量の瓦の存在をも考慮すれば、本遺跡を寺院跡と考えて予盾しないことである。そして最後に、本遺跡出土軒瓦が奈良時代中葉から平安時代中葉ないし後半までの長期間にわたって、国分寺跡出土軒瓦と緊密な同範関係を保持しているのであり、これらの事実を総合すれば、本遺跡を美作国分尼寺跡と断定してさしつかえないといえよう。

調査により検出された国分尼寺の遺構はごくわずかである。しかも調査区の制約もあって、個々の建物の性格を明確にすることはできなかった。従って、国分尼寺の寺域についても確かなことはいえない。しかし、第12・第9トレントの北辺から南の地山が約50cm落ちることからそれより南が寺域外であろうと判断され、そうすれば、その北の第24トレントを設定した東西の帯状の区画がほぼ寺域南限に相当するのではないかと推考されるのである。北限についてはその帯状の区画の北約150mが崖となっており、それより北に及ぶことは考えられまい。また、東限についても東南に入り込む谷を含まないと推定される。しかば、国分尼寺跡の寺域は現在の人神の集落を中心とするほぼ1町強程度が想定されるのではなかろうか。

S B 45には掘立柱から礎石建物への造替が認められたが、柱穴からの出土遺物は細片のみで建物の具体的な時期を判別することはできなかった。ここでは、軒瓦からうかがうことのできる国分尼寺の沿革についてふれておく。それによると国分尼寺はほぼ3期に大別される。A期は軒丸瓦I-A・I-Bと軒平瓦I-A・I-Bの時期で、奈良時代中葉の創建期である。B期は軒丸瓦II-A・II-Bと軒平瓦I-E・I-Fの時期で、奈良時代末ないし平安時代初頭に比定される。C期は軒丸瓦IIIと軒平瓦II-A・II-B・II-Cの時期で平安時代中葉ないし後半と考えられる。C期以降にも平安時代後葉ないし末に比定される軒平瓦IIIがあるが、それに対応する軒丸瓦が出土しておらず、現状では一時期を設定することは無理であろう。しかも鎌倉時代に入る軒瓦がなく、かつ鎌倉時代ないし室町時代初頭には寺域のほぼ全面に整地が施されていることから考えて、国分尼寺はC期以降若干の時間を経て平安時代末ないし鎌倉時代